

福山市立長浜小学校

生徒指導規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(目的)

第1条 集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、児童が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

(服装)

第2条 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際は、学校が定める通学服を正しく着用すること。

(1) 制服

- ・上着は、イートン型（ダブル）
- ・ブラウス又はポロシャツ（白）
- ・半ズボン（紺）
- ・長ズボン（紺）
- ・ひだスカート（紺）
- ・スカートの下にアンダーパンツを使用してもよい。（クォーターパンツは不可）

(2) その他の服装

- ・ソックス…白を原則とし、紺、黒でもよい。
（無地のもの）
- ・運動靴……白（ラインなし）
- ・前ゴムシューズ（模様なし）
- ・黄色帽子
- ・ネームをつける。

- ・ポロシャツの中に着る下着がポロシャツの首から見えないものにする。
- ・シャツはズボンやスカートの中に入れる。

(3) 防寒着

- ・マフラー、手袋等、防寒用品は、気候に合わせて使ってもよい。（登下校のみ）
- ・セーター、ベストは、体調に合わせて着てもよい。（上着の内側にのみ着用してもよい、色は黒、紺、グレー系で、華美でないもの。）
- ・お尻や手がかくれるような長さのセーターやベストは着ない。
- ・長ズボン、コート、防寒タイツは、気候や体調に合わせて着用する。

(4) 髪型

- ・髪の毛は染めない。
- ・帽子をかぶれるように長い髪は後ろで束ねる（黒・紺・茶のゴムのみ）
- ・目にかかるときは、かざりのないピンできちんと止める。

(5) 体操服

- ・男女ともに丸首体操シャツ、赤白帽子、クォーターパンツ（紺、青）
- ・長袖の体操服を着用する際は既定の物とする。
- ・半袖の体操服の下に、長袖の下着を着用しない。

(6) 給食準備の服装

- ・給食着、帽子、マスクを全て着用する。
- ・給食用白衣、給食用帽子は、週末に持って帰り洗濯してくる。

(7) 禁止事項

- ・ピアス・ミサンガ等かざりものは禁止とする。

(持ち物)

第3条

(1) 不要物

・学校での学習に必要でないものはすべて不要物とみなし、校内への持ち込みを禁止する。

(携帯電話、は学校へ持って来ない。マスコット、キーホルダー等を筆箱やランドセルにつけない。)

(2) 筆箱の中身

- ・鉛筆5本(高学年…シャープペンシル)
- ・消しゴム ・赤鉛筆または赤ボールペン
- ・ネームペン
- ・ものさし(三角定規や分度器は別として)
- ・必要に応じて、マーカーペンまたは色付きボールペン1～2本を加えてもよい。

(3) 持ち物、はきもの、帽子などには、必ず名前を書く。

(4) その他の持ち物

- ・なるべく生水を飲まないようにするため、お茶は、年間を通して持って来てよい。
- ・彫刻刀、カッターナイフ等の刃物は、授業で使うとき以外、担任が預かる。

(登下校)

第4条

(1) 登校

- ・登校班の集合時刻を守り、安全に気をつけて並んで来る。
- ・登校後は勝手に学校から出ない。忘れものは、取りに帰らない。

(2) 登校時間

- ・8時30分の始業時間までに学校に着くようにする。
- ・8時より前には学校に来ない。

(3) 下校

- ・学年で地域ごとに安全に下校する。
- ・車に気をつけて下校する。(寄り道をしたり、

遊んだりしない。)

(4) 下校時刻

4時間授業…13時45分

5時間授業…14時35分

6時間授業…15時25分

(5) 欠席

欠席する場合は、学校に連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

(目的)

第1条 地域や社会のルールを守る義務について理解させ、小学生としてふさわしい生活を送るために必要な事項を定める。

(校外生活のきまり)

第2条 法令・法規等に違反する触法行為は絶対にあってはならない。(喫煙、飲酒、窃盗、万引き、火の使用、暴力行為など)

(施設への出入)

第3条

- (1) ゲームセンターへは保護者同伴でも禁止とする。
- (2) 用がないのにお店や人の家の敷地内に入ることは禁止とする。

(外出・外泊等)

第4条

- (1) 子どもだけで、長浜学区より外に出ることは禁止とする。
- (2) 子どもだけでの外泊は禁止とする。
- (3) 公園などへ遊びに出るときに、携帯型ゲーム機やカードなどを持っていかない。

(帰宅時刻)

第5条

- ・夏(4月～9月)…18時まで
- ・冬(10月～3月)…17時まで

第4章 特別な指導に関すること

(目的)

第1条 特別な指導は、教室を離れ、別室で学習しながら自己の行動をふり返らせる指導である。

第2条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為。
- (2) 本校の規則等に違反する行為。
- (3) いじめ・繰り返し行われる授業妨害。

第3条 教育上特別な指導が必要と判断をした場合は、保護者に来校を求めるか、家庭訪問を行い、必ず別室指導に至った経緯や指導方針を説明する。

(指導内容)

第4条 特別な指導の内容

- (1) 説諭
- (2) 反省文
- (3) 別室での反省指導

(特別な指導の期間)

第5条

- (1) 通常反省指導は、通常の学校生活を行いながら、休憩時間・放課後の時間を活用して行う。
- (2) 特別な指導の期間は、数時間～数日を目安とするが、児童の状況によって期間の短縮や延長も考慮する。

(事後指導)

第6条 特別な指導の終了後、学校長に学校生活の努力目標等を約束させた上で、教室での学習を再開する。また、事後1週間程度、経過観察等を行う。